

資金概要

資金名	漁業近代化資金（県利子補給）		
目的 根拠法：漁業近代化資金融通法	長期かつ低利の施設資金等を融通し、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図る		
原資	漁協系統資金等		
基準金利	個人施設等 3.45% [20t以上漁船] 共同利用施設 2.60% (最終改訂日：令和7年12月18日)		
貸付利率	個人施設等 2.20% [2.20%] 共同利用施設 2.20%		
利子補給率	個人施設等 1.25% [1.25%] 共同利用施設 0.40%		
貸付対象者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 等		
資金用途	<p>○資金の種類</p> <p>1号資金 … 漁船（20t未満）の取得、機関換装等に必要な資金 2号資金 … 漁船（20t以上）の取得、機関換装等に必要な資金 3号資金 … 水産物加工施設・保存施設等取得資金 4号資金 … 水産物運搬用機具（トラック）等取得資金 5号資金 … 漁具、養殖用施設等取得資金 6号資金 … 種苗の購入、育成に必要な資金 7号資金 … 漁村環境整備資金 8号資金 … 大臣特認（給排水施設、漁家住宅）資金</p>		
償還期間	個人：20年以内（うち据置期間3年以内） 漁協等：20年以内（うち据置期間3年以内）		
貸付限度額	・20t以上の漁船資金の借受者、養殖業者（法人）…………… 3億6千万円 ・漁船漁業者（個人）、養殖業者（個人）、漁業生産組合、水産加工業者（個人）、水産加工業者（法人）…………… 9千万円 ・上記以外のもの…………… 1千8百万円		
	事業に要する経費の額の80%		
融資枠	16億円（令和7年度）		
担保・保証人	融資機関の定めるところによる		